東京農工大学農学部国際インターンシップ研修生受入規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （受入） 第３条　（略） ２　（略） ３　受入人数については、姉妹校協定に基づく人数の範囲内で国際交流課と事前に協議するものとする。 ４　（略）	本則 （受入） 第３条　（略） ２　（略） ３　受入人数については、姉妹校協定に基づく人数の範囲内で学務部国際交流室と事前に協議するものとする。 ４　（略）	

附　則（令和３年６月15日規程第31号）

この規程は、令和３年６月15日から施行し、令和３年４月１日から適用する。